

第2回碧南市まちかどサロン指定管理者審査委員会 会議録

1 日時

平成30年10月1日（月）午後2時30分～午後3時10分

2 場所

碧南市役所 2階 談話室4、5

3 出席者及び欠席者

- (1) 出席者 村松輝隆 委員、禰宜田知司 委員、三田恒夫 委員、
齋藤孝司 委員、原 敬子 委員、磯貝厚子 委員
松井高善 委員長、生田和重 委員 計8名
- (2) 欠席者 なし
- (3) 事務局職員 健康推進部長 杉浦秀司
健康推進部高齢介護課長 山田昌宏
高齢介護課高齢福祉係長 小林圭介
高齢介護課高齢福祉係担当係長 埜口義広

4 傍聴者 なし

5 議題

- (1) 平成31年度以降の碧南市新川まちかどサロン指定管理者候補の選定について
(2) 平成31年度以降の碧南市大浜まちかどサロン指定管理者候補の選定について

6 議事の要旨

- (1) あいさつ 松井委員長

(2) 議題

ア. 平成31年度以降の碧南市新川まちかどサロン指定管理者候補の選定について
事務局が会議資料に基づき、指定管理者候補の概要と任意指定の理由について説明した。審議の結果、全員挙手により碧南市新川まちかどサロン管理組合が、碧南市新川まちかどサロン指定管理候補者として選定された。

〈主な意見・質疑〉

【A 委員】新川まちかどサロン管理組合規約の第4条にもあるように役員が選出された役員名簿はあるか。今後、申請の際には役員名簿は申請の際に提出してもらった方が良い。

【事務局】今までの申請において役員名簿の提出をしてもらうことはなかったが、ご指摘の通り、次回からは申請の際に提出してもらうようにしていく。

【B 委員】まちかどサロンの管理に関する事業計画の中で、職員の配置計画が一人が8時間30分勤務し、もう一人が4時間15分勤務するというのが一般的なのか。

【事務局】まちかどサロンは開館が午前9時から午後9時であるため、職員が

ローテーションでそのような形で勤務し最低一人が常駐している状態になっております。

【C 委員】まちかどサロンは市の施設であるが、実際の運営は管理組合が行っている。何か事故があった場合の賠償責任はどのようなになるのか。

【事務局】施設の瑕疵に起因するものであれば市で、実際の事業の中での問題は指定管理者の責任となる。ただし、その責任を担保するために保険には加入してもらっている。

【D 委員】利用者の公序良俗に反するような利用の場合に排除することは市で行うのか、指定管理者が行うのか。

【事務局】利用の決定については、まちかどサロンで行っている。

【E 委員】保険のはなしであるが、保険は市で保険をかけるのか、管理組合で保険をかけるのか。

【事務局】保険の費用は指定管理料の中で支払っている。また、まちかどいきいきサロンのような市が他に委託しているようなもの、あるいは建物に関するようなものは、市で保険に加入している。

【F 委員】軽減税率についてどのように対処していくか検討しているか。

【事務局】基本的に営利を目的としておらず、任意指定なので収入はすべて精算となる。また、消費税というのはある程度の売り上げがないと発生しないので、現状では考えられないのではないかと。軽減税率について明確になってきた時点で対応を考えていく。

イ. 平成31年度以降の碧南市大浜まちかどサロン指定管理者候補の選定について事務局が会議資料に基づき、指定管理者候補の概要と任意指定の理由について説明した。審議の結果、全員挙手により碧南市大浜まちかどサロン管理組合が、碧南市大浜まちかどサロン指定管理候補者として選定された。

〈主な意見・質疑〉

【G 委員】管理組合の規約の表現が違ったりしており、統一した方がわかりやすいのではないかと。

【事務局】管理組合の規約であるので、各管理組合で表現が異なっている。

ウ. その他

事務局が今後の指定管理者決定までの事務について説明した。